

長野市監査委員告示第10号

地方自治法第 199条第12項及び第 252条の38第 6 項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年10月11日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	三井経光
同	池田清

措置の通知書

平成 28 年度 財政援助団体等監査 (28 監査第 243 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>○長野市大岡交流施設大岡温泉 (指摘事項)</p> <p>1 経理に関すること (1)適正な会計処理及び正確な収支の計上を求 めるもの (報告書 5 ページ)</p> <p>本施設の指定管理事業は、温泉事業 (市指 定事業) と食堂事業 (自主事業) に大きく分 けられ、それぞれ会計を分けて処理すること としている。また、指定管理者の代表者は、 この指定管理事業の他に近隣において別の 食堂を個人で経営している。当然ながら、指 定管理事業の各会計は、個人経営の食堂会計 やその他の会計 (自宅生活分等) とは明確に 分けて処理をする必要がある。</p> <p>このことについて、以下の不適切な事例が 見受けられた。</p> <p>ア 食材の仕入や消耗品の代金、車両関係の経 費等を支払う際、指定管理事業会計と個人会 計を区別していない事例があり、支払証拠書 類も混在して保管されていた。</p> <p>また、指定管理事業の収支報告書において は、主要な支出科目が概算や個人会計とのあ ん分により計上されていたため、指定管理事 業費の判別ができないものがあった。</p> <p>イ 団体利用の際、入浴料や予約室料をレジを 通さずに受領していたケースが見受けられ、 更に事後にレジに入力しなかったため、受け 取った入浴料、予約室料が食堂事業に計上さ れるなど、温泉利用者数、温泉利用収入に計 上されていなかった事例があった。</p> <p>ウ 食堂事業 (自主事業) の売上金の一部を食 堂事業以外の支払いに充て、その分を売上か ら差し引いて計上していた事例があった。</p> <p>エ 現金出納帳が作成されておらず、指定管理 事業の現金と個人の現金が混同して使用さ れていた。</p> <p>このような会計処理は、正確な収支が把握 できなくなるだけでなく、適正な指定管理料 の算出を困難にするとともに、不正な操作に つながるおそれもある。各会計を明確に区分 し、正確な収支の計上を徹底されたい。</p> <p>(指定管理者)</p>	<p>措置 (改善) 状況</p> <p>適正な経理については、本施設の指定管理者が小規 模な任意団体であったなどを踏まえ、指定当初に経理 処理についての打ち合わせを行い、適正な処理が常態 化するまでの間指導が必要であったが、指定管理者と 市の密接な関係が図れず、指摘の不適切な処理等が生 じてしまったものと思われる。</p> <p>このことから、市では定期的な施設訪問などによ り、指定管理者との連絡調整を深めるとともに、経理 処理については、出納簿等の様式を提示するととも に、毎月当該出納簿及び関係書類の内容チェックを行 うなど、適正な経理が常態化するまで、指導等を強化 することとした。</p> <p>なお、利用者数及び利用料の適切な管理を進めるた め、券売機などの導入はもとより、それらの機器がな い現状を踏まえた上で、効率的で適切な管理をどのよ うに進めるか、指定管理者とともに現在検討中であ る。</p> <p>(観光振興課)</p> <p>指定事業においては、明確な処理となるよう市から 提示された出納簿等を活用するとともに、支出の明確 化のために証拠書類等の管理を徹底する経理を行う こととした。</p> <p>なお、指定管理施設以外での、個人事業の経理とは 明確に分離し、混同しないよう、市が提示した出納簿 を活用することとした。</p> <p>(指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 財政援助団体等監査 (28 監査第 243 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 売上管理について改善を求めるもの (報告書 6 ページ)</p> <p>売上は原則として、入浴料についてはレジに入力し、食堂売上については手書きの会計票に記載することで管理することになっている。</p> <p>しかし、レジのレシートと会計票の合計金額は、その日の営業終了後に現金と突合されているものの、その金額が一致していない日が散見された。また、この現金過不足については、各営業日の終了時点で把握はされていたが、会計上の処理は行われず、収支報告書にも反映されていなかった。</p> <p>現金過不足が発生してしまう処理方法を見直し、売上の管理を適切に行うよう徹底されたい。</p> <p>また、利用料金の徴収に当たっては、徴収漏れの防止や業務の効率化等の観点から、自動券売機の導入を検討されたい。</p> <p>(指定管理者) (観光振興課)</p> <p>2 事務処理に関すること</p> <p>(1) 必要な規定、マニュアル等の整備を求めるもの</p> <p>市と指定管理者が締結する基本協定では、指定管理者は経理に係る規程や苦情処理に関する規定等を整備しなければならないとしているが、いずれも整備されていなかった。また、仕様書では、危機管理に関するマニュアルやレジオネラ症防止対策・発生時の対応マニュアル等の整備を義務付けているが、これらについても整備されていなかった。</p> <p>一方、所管課においては、指定管理者が変更された際、業務を実施する上で基礎となる上記規定、マニュアル等の整備状況を確認すべきであったが、これを怠っていた。</p> <p>指定管理業務の適正な執行を徹底するため、また、非常時において適切な対応を確実にを行うためにも、各種規定、マニュアル等を早急に整備されたい。</p> <p>(指定管理者) (観光振興課)</p>	<p>日々の営業において過不足金が発生しないよう、細心の注意を払い対応することとし、万が一過不足金が発生してしまった場合は、関係諸帳簿に明記することとした。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>券売機については、運営上の諸問題や費用対効果の観点から精査し、導入についての検討を行っている。</p> <p>(観光振興課)</p> <p>規定、マニュアル等の整備については、小規模な任意団体であったことなどから、作成が困難であったものと思われる。しかし、施設運営上、本来備えられていなければならない必要不可欠なものであることから、ご指摘の後、指定管理者と協議の上整備を求め、現在は整備が完了している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フィールズ会則 (指定管理者組織) ○大岡交流施設大岡温泉経理規程 ○大岡交流施設大岡温泉苦情処理規程 ○個人情報保護取扱規程 ○情報公開規程 ○大岡交流施設大岡温泉危機管理マニュアル ○レジオネラ症防止対策及び発生時対応マニュアル ○大岡温泉食中毒防止対策・発生時 対応マニュアル <p>(指定管理者) (観光振興課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 財政援助団体等監査 (28 監査第 243 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>○長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 事務処理に関すること</p> <p>(1) 利用料金の設定に係る適切な事務処理を求めるもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書 11 ページ)</p> <p>宿泊料等の利用料金については、条例で「利用料金の範囲」を定めており、指定管理者はその範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて利用料金を定め、市長は承認した利用料金を公告しなければならない。</p> <p>指定管理者は、土曜日及び祝日の前日の素泊まりや、定員が 6 名の和室を 2 名で利用する場合等において、公告されている利用料金に上乗せした利用料金を設定していたが、所管課では、上乗せ料金に係る公告を行っていなかった。</p> <p>条例を遵守し、適切な事務処理をされたい。</p> <p style="text-align: right;">(観光振興課)</p> <p>(2) 利用料金の割引等に係る基準の整備を求めるもの</p> <p>条例では、「市長の定める基準により、指定管理者は利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる」と定めている。</p> <p>このことについて、指定管理者は利用促進への取組として各種の割引制度を設けたり、プロモーション活動等のため支配人裁量により利用者から利用料金を徴収していない事例や、慣例により、施設敷地の地権者へ温泉の無料利用券を配布していた事例も見受けられたが、所管課では「市長が定める基準」として定めていなかった。</p> <p>利用料金の徴収に係る透明性、公平性を確保するためにも、条例を遵守し、必要な基準を整備されたい。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>宿泊料等の上乗せ料金については、指定管理者からの協議を受け精査したところ、他の宿泊施設の料金体系等の状況を鑑み、過剰な上乗せではないと判断をした上で承認し、平成29年3月17日付け長野市公告第120号で公告を行った。</p> <p style="text-align: right;">(観光振興課)</p> <p>利用料金の割引等に係る基準については、観光振興課が所管している他施設の状況も考慮した上で、市長が定める基準を整備するよう調査・検討を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(観光振興課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 財政援助団体等監査 (28 監査第 243 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 利用料金の徴収に関すること</p> <p>(1) 仕様書の整合を求めるもの</p> <p>仕様書では、利用料金について「徴収方法は前納とする」と定めていたが、交流室等の利用料金の徴収に当たり、請求書を発行して売掛金に計上し、後日徴収していた事例が見受けられた。</p> <p>所管課によると、利用者の利便性を考え、今後仕様書を変更するよう検討しているとのことであるが、その際には、未納が発生することのないよう、利用料金を後納とすることができる条件を厳格に定めるなど配慮されたい。</p> <p>また、入浴料等の利用料金の徴収に当たっては、徴収漏れの防止や業務の効率化等の観点から、自動券売機の導入を検討されたい。 (観光振興課)</p>	<p>運営上、前納での徴収が困難であるため、仕様書の変更を検討している。</p> <p>また、指摘のあったとおり、未納が発生しないように支払い確約を明記した利用申込書の提出を求めるとともに、支払い遅延があった場合等については以後の利用条件を厳しくするなど、未納が発生しないよう細心の注意を払った利用条件を整える。</p> <p>また、観光振興課が所管している他の宿泊施設の状況も考慮した上で、仕様書の変更を行っていく。</p> <p>券売機については、運営上の諸問題や費用対効果の観点から精査し、導入についての検討を行っている。 (観光振興課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 財政援助団体等監査 (28 監査第 243 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>○一般社団法人長野市農業公社</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 事業の適正な実施について (報告書 20 ページ)</p> <p>公社では、農家から委託された機械作業を、各地区の機械を所有する受託組合等へ仲介、あっ旋して農家を支援する機械作業委託事業を実施している。本事業の実施については「一般社団法人長野市農業公社農作業支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。)により定められているが、実際の事業の実施方法は、これに基づいていなかった。</p> <p>要綱では、農家からの申込書の受付及びその審査や実地調査、支援の可否の決定等が公社の業務とされているが、農協の営農部署や、受託組合等によっても実施されていた。公社、農家及び受託組合等のそれぞれの役割が要綱等により明示されていないこと、また、一部明示されていても実態と整合していないことに問題がある。</p> <p>公社が実際に担っている事務は、上記のほか、各農家から作業料金を徴収し、そこから事務手数料を差し引いて、受託組合等へ委託料として支払う事務が中心である。実態に即して要綱を改正し、事業の実施主体や実施方法を明確にした上で、これに沿って適正に事業を行うよう改善されたい。</p> <p>なお、公社から受託組合等へ委託料を支払う際、受託組合等の各構成員から提出される公社理事長宛ての委託料請求書を、公社の職員が代行して作成していたことも判明した。今回の監査で抽出により確認した中では、支出の明細及び請求金額、口座名義人等が、実績報告その他関係書類と整合していることは確認できたが、著しく不適切な事務処理である。</p> <p>要綱を見直す際には、そもそも公社と受託組合等が作業委託の関係にあるのかどうかの検討も含め、適正で効率的な事務改善となるよう留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(出資団体)</p>	<p>機械作業事業での公社の役割は、仲介・斡旋であり、農家からの申込書の受付、作業料金の徴収及び受託組合等への支払いを行うものである。審査、実地調査、可否の決定及び調整は、受託組合等の役割となっている。公社と受託組合等は作業委託の関係にはなく、公社が事務支援を行う事業である。</p> <p>このため、関係者と調整し、実施主体や実施方法を明確にした上で、機械作業事業の実態に即した要綱を6月までに作成する。</p> <p>また、職員が代行して書類等を作成することのないよう、事務局職員に研修等により注意を喚起し再発防止に努める。</p> <p style="text-align: right;">(出資団体)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 財政援助団体等監査 (28 監査第 243 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 臨時嘱託職員の時間外勤務手当について 臨時嘱託職員の時間外勤務手当の計算について、本来、時間当たりの単価は「日額÷標準勤務時間 (7.75 時間)」を基に計算すべきであるが、「一般社団法人長野市農業公社非常勤職員任用規程」により定められていた単価は「日額÷8 時間」であった。また、この規程に基づいて時間外勤務手当が計算されており、結果、支給不足となっていた。 勤務実態に合った規程に改正するとともに、時間外勤務手当については適正な金額を支給されたい。 (出資団体)</p> <p>3 補助金の年度繰越について (報告書 21 ページ) 公社では、農業者が農業法人等を設立する際に必要な資金を出資する農業法人化事業を実施している。この事業は、市からの補助金を財源としており、出資する見込額が補助金の申請額に積上計上されている。 このことについて、公社は交付された補助金のうち年度内に投資しなかった分を所管課等との協議により次年度に繰り越していた。 次年度に繰り越した分については、基本財産取得準備預金として特定資産に計上し、次年度以降の当該事業費 (出資金) が不足した場合に備えて積み立てられていたが、本来は事業の未実施分として返還を求めべきものであった。 所管課においては、「長野市補助金等交付規則」に基づき、補助金交付を適正に扱うよう努められたい。 (出資団体) (農業政策課)</p>	<p>臨時嘱託職員の時間外勤務手当については、平成 29 年 2 月 17 日に開催された理事会により、非常勤職員任用規程を改正し、時間当たりの単価を「日額÷標準勤務時間 (7.75 時間)」とした。 また、支給不足となっていた時間外勤務手当を、遡って計算し、該当職員に対し平成 29 年 3 月 17 日に支給した。 (出資団体)</p> <p>補助金の年度繰越については、平成 28 年度補助金のうち農業法人化事業 500 万円は年度内に投資しなかったため、出納閉鎖 (平成 29 年 5 月末) までに未実施分として補助金を返還することで改善を図った。 なお、平成 29 年度以降に投資が発生した場合は、市の補助金から支出せず、基本財産取得準備預金に積み立てている年度繰越分 1,050 万円から充当していくこととした。 (出資団体) (農業政策課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 財政援助団体等監査 (28 監査第 243 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>4 適正な事務処理の徹底について</p> <p>収入、支出に係る関係書類を抽出により確認したところ、決裁印の押印漏れをはじめ、使用する様式が誤っていた事例、契約書の記載内容誤り、検収印の押印漏れ等、軽微な不備が散見された。また、旅費の支給額誤りや受け取った請求書の記載金額が誤っていたことによる支払不足も見受けられた。</p> <p>いずれも細かい事例ではあるが、重複確認等のチェック体制が不十分であることから、今後重大なミスが見落とされることも懸念される。</p> <p>書類の決裁過程が形式的にならないよう注意し、適正な事務処理を徹底されたい。</p> <p>(出資団体)</p>	<p>適正な事務処理の徹底については、指摘があった具体的な事例を管理職会議等で話し合い、再発防止に努めた。</p> <p>今後も、事務局職員に定期的に注意を喚起していくとともに、チェック体制の強化することで改善を図る。</p> <p>(出資団体)</p>